

感新企第 605 号
福指第 586 号
令和 5 年 3 月 31 日

高齢者施設・事業所 管理者 様
障害者施設・事業所 管理者 様

静岡県感染症対策担当部長

新型コロナウイルス抗原定性検査キットによる
高齢者施設等の従事者の定期的な検査の一時終了について

日頃、本県の健康福祉行政への御理解、御協力をいただき、御礼申し上げます。

令和 5 年 2 月 13 日付け感新企第 472 号・福指第 476 号静岡県感染症対策担当部長通知にて、高齢者施設や障害者施設等の従事者に対して、新型コロナウイルス感染症にかかる週 2 回の定期的な検査実施をお願いしてきたところです。

現在の新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は 100～200 人/日程度と、オミクロン株による感染が主流になった第 6 波以降で最も低い水準となっていること等を踏まえ、**下記のとおり、従事者に対する定期的な検査については、令和 5 年 4 月 7 日（金）をもって一時終了**します。

業務御多忙の中、御協力いただきありがとうございました。

引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に御理解と御協力をお願いします。

記

1 検査の一時終了時期

令和 5 年 4 月 7 日（金）

※終了時期は、従事者への周知期間等も考慮して設定しています。

対応が可能な場合は、4 月 7 日以前に終了して差し支えありません。

2 検査の実績報告

検査終了までに行った検査については、これまでと同様に使用実績を報告してください。

報告用 URL : <https://forms.gle/prB1Vo8QsLv4PEvQ7>

3 検査キットの残分の取扱い

- ・今後、感染が再拡大した場合などに改めて従事者への検査をお願いしますので、残分は、使用期限（検査キットの箱に記載）までは、保管をお願いします。
- ・検査キットの残分は、施設や事業所内で感染者が発生した場合の濃厚接触者の検査に使用可能です。

担当（電話）：新型コロナ対策企画課（054-221-3761）
福祉指導課（054-221-3770, 2529）